

平成31年(行ウ)第39号

原告 西澤信善 外16名

被告 大阪府知事

## 被告第1準備書面

令和元年7月2日

大阪地方裁判所第7民事部合議4係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 森 末 尚 孝



頭書事件につき、被告は、次のとおり弁論を準備する。

なお、本書面中の略語は、特段の断りのない限り訴状及び答弁書の例による。

また、文中の下線は被告代理人が付したものである。

### 第1 本案前の申立

- 1 請求の趣旨第2項に係る訴えのうち、吉村洋文、坂本篤則及び井谷宣明に対し損害賠償をすることを求める請求に係る訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求める。

### 第2 本案前の申立の理由

- 1 本件リーフレットの作成に係る事実関係及び権限について  
(1) 当事者等

吉村洋文(以下「吉村」という。)は、平成30年4月1日以後本件訴訟提起までの間、大阪市長の職にあった者である。

副

坂本篤則（以下「坂本」という。）は、平成30年4月1日以後現在まで、大阪府・大阪市IR推進局（以下「IR推進局」という。）の局長の職に在る者である。

井谷宣明（以下「井谷」という。）は、平成30年4月1日以後現在まで、IR推進局推進課長の職に在る者である。

なお、以下、大阪府を「府」と、大阪市を「市」という。

## （2）本件リーフレット印刷費等の支出手続等

ア IR推進局に関する予算は、IR推進局共同設置規約（乙4、以下「規約」という。）第8条により、府の一般会計の歳入歳出予算に計上することとしている。また、IR推進局に関する経費は、規約第7条により府市が負担することとしており、その額は、府知事及び市長の協議により定めることとしている。

これに基づき定められたIR推進局関係費用の負担等に関する協定書（乙5、以下「協定書」という）第3条では、給料等を除く費用は、府及び市が2分の1ずつの額を負担することとしている。

イ 上記の定めに基づき、IR推進局は、本件リーフレット印刷代1,296千円、郵送費498千円を含む「ギャンブル等依存症対策推進事業」の経費6,198千円を府の平成30年度予算に計上し（乙6）、平成30年3月23日に府議会での議決を得た。また、府の平成30年度予算に計上した本件リーフレット印刷代1,296千円、郵送費498千円を含む「ギャンブル等依存症対策推進経費」6,198千円のうち、3,099千円を、「ギャンブル等依存症対策推進経費」として市の平成30年度予算に計上し（乙7）、平成30年3月27日に市会での議決を得た。

ウ IR推進局推進課は、本件リーフレットを作成するにあたり、府市健康医療部局及び府教育庁と調整のうえ、平成30年8月から10月にか

けて作成した原案につき、坂本の了解を得たうえで内容を確定させた。井谷は、平成30年10月29日に、一般物品公開見積合せを実施する旨の決裁を行い、平成30年10月30日から翌11月8日までの間、一般物品公開見積合せを実施した（平成30年度IR推第1333号、乙8）。その結果、最も安価な提案のあった業者を選定し、高等学校用（10,800枚）・支援学校用（2,670枚）の印刷及び府内各高等学校等への発送業務を406,080円で発注した（乙9　以下「本件支出負担行為」という。）。

当該事業者により作成されたリーフレットは、平成30年12月3日から順次、府内各高等学校等へ配布され、IR推進局推進課では、同月7日に、当該事業者から提出のあった府内各高等学校等別の納品書により履行検査を行った。井谷は、同月20日に当該事業者への支出命令の決裁を行い（平成30年度IR推第1333-2号、以下「本件支出命令」という。乙3）、会計員による審査を経て、当該事業者へ支払われた。

エ　協定書第5条第2項では、府は、給料等を除く経費について、市が負担すべき額（円単位未満は切り捨て）を四半期ごとに取りまとめて市に請求することとしている。

これにより、IR推進局企画課は、本件リーフレットに関する経費406,080円を含む、IR推進局が第3四半期（10月～12月）に支出した経費7,550,044円（給料等を除く）のうち、2分の1の額である3,775,022円を市が負担すべき額とし、本件にかかる収入調定と市への請求にかかる決裁を平成31年2月1日に取り、市へ請求した（乙10、平成30年度IR企第1524号）。

オ　上記エの請求を受け、IR推進局企画課が市の手続きにのっとって、

本件にかかる3,775,022円の支出負担行為の決裁（平成30年度支出負担行為番号6、乙11）を平成31年2月4日に、支出命令の決裁（平成30年度支出命令番号4、乙12）を同日に取り、支払日を同月21日とし、市の会計室会計管理担当の出納審査を経て、府に支払った。

### （3）府における財務会計行為に係る権限について

- ア 府における財務会計行為に係る権限は、地方自治法に定められており、支出負担行為及び支出命令については、地方公共団体の長である府知事が有している（法149条2号、6号、232条の4第1項、2項）。
- イ また、府においては、府知事の事務の専決事項については、大阪府事務決裁規程（乙13）に規定されている。
- ウ 本件支出負担行為は「予定価格が一件3千万円未満の物件の購入」（乙13〔12条26号〕）であり、本件支出命令は「収入及び支出の命令に関すること。」（乙13〔12条34号〕）である。これはどちらも課長に専決権限がある。
- エ よって、本件支出負担行為及び本件支出命令は、いずれもIR推進局推進課の課長である井谷に専決権限があり、定めのとおり決裁を行ったものである（乙3及び乙8）。

## 2 請求の趣旨第2項について

### （1）地方自治法（以下「法」という）第242条の2第1項の条文及び判例

- ア 法242条の2第1項は、「普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果・・・に不服があるとき、・・・は、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。」と定め、その4号には、「当該職

員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償命令をすることを求める請求」と定めている。

#### イ 「当該職員」の意義

法242条の2第1項第4号にいう「当該職員」とは、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者を広く意味し、その反面およそ右のような権限を有する地位ないし職にあると認められない者はこれに該当しないと解するのが相当であるとされている（最高裁判所昭和62年4月10日判決）。

そして、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有する普通地方公共団体の長等から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者としての「当該職員」には、当該普通地方公共団体の内部において、訓令等の事務処理上の明確な定めにより、当該財務会計上の行為につき法令上権限を有する者からあらかじめ専決することを任せ、右権限行使についての意思決定を行うとされている者も含まれる（最高裁判所平成3年12月20日判決）。なお、この判決は、現実に専決をした者はもとより、現実に専決をしていない者も、「当該職員」に該当するものと判示されている。これは、内部規程によって、支出に関し、支出金額の多寡に応じて専決を任される者は異なっている場合でも、その専決権限の内容は質的に異なるものではないと解されるから、当該支出

を現実に専決処理したか否かは、本案の問題であつて訴訟要件の問題ではないと解したものであろうとされている（乙14参照）。

#### ウ 賠償命令の対象となる職員

支出負担行為や支出負担命令について、内部的な専決、代決等を行う職員は、「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定するもの」である（成田頼明ほか編　注釈地方自治法＜全訂＞2 第一法規〔5327頁〕）ため、法243条の2第1項後段の賠償命令の対象となる職員である。

#### （2）本件請求の趣旨第2項の訴えについて

ア 吉村に対し損害賠償をすることを求める請求に係る訴えについて  
本件において、請求の趣旨第2項は、「被告は、松井一郎、吉村洋文、坂本篤則、井谷宣明に対し、各自金382,500円を請求せよ。」あるところ、吉村は、平成30年4月1日以後訴訟提起までの間、大阪市長の職に在った者である。

したがって、吉村は、府の財務会計行為である本件支出負担行為及び本件支出命令について権限はなく、原告らの請求に係る本件リーフレットの印刷費38万2500円については、法242条の2第1項4号に規定する「当該職員」に該当しない。

よって、請求の趣旨第2項の訴えのうち、吉村に対し損害賠償をすることを求める請求に係る訴えは、不適法であり、却下されなければならない。

イ 坂本に対し損害賠償をすることを求める請求に係る訴えについて  
坂本は、平成30年4月1日以後現在までの間、IR推進局長の職に在る者である。

前記（1）イ及びウのとおり、坂本は、本件支出負担行為及び本件支

出命令につき法243条の2第1項後段の賠償命令の対象となる者であることから、原告らの請求に係る本件リーフレットの印刷費38万2500円については、損害賠償をすることを求める請求ではなく、賠償命令をすることを求める請求をしなければならない。

よって、請求の趣旨第2項の訴えのうち、坂本に対し損害賠償をすることを求める請求に係る訴えは、不適法であり、却下されなければならない。

ウ 井谷に対し損害賠償をすることを求める請求に係る訴えについて

井谷は、平成30年4月1日以後現在までの間、IR推進局推進課長の職に在る者である。

前記のとおり、井谷は、本件支出負担行為及び本件支出命令につき法243条の2第1項後段の賠償命令の対象となる者であることから、原告らの請求に係る本件リーフレットの印刷費38万2500円については、損害賠償をすることを求める請求ではなく、賠償命令をすることを求める請求をしなければならない。

よって、本件請求の趣旨第2項のうち、井谷に対し損害賠償をすることを求める請求に係る訴えは、不適法であり、却下されなければならない。

以上